

所得税の家族単位主義と

個人単位主義の在り方



～平成29年改正の

配偶者特別控除を踏まえて～

水戸支部 日下部 彩子

はじめに

我が国では個人所得税については申告納税方式が採用されており、サラリーマンのような給与所得者と、個人事業主における事業所得ではその計算方法、税の確定手段、徴収方法が異なる。給与所得者の多くは年末調整の手続きによりその年分の所得税が確定し、勤務先を通じて所得税の徴収及び納税がなされる。一方で個人事業主の場合は、自身による確定申告を通じて所得税の確定及び納税がなされる。

平成29年税制改正により配偶者特別控除の拡充が行われ、配偶者特別控除額は納税者本人の合計所得金額を4分類し、そのそれぞれの所得区分に対し配偶者の所得金額に応じて配偶者特別控除額が決定される構造となった。従来のような配偶者のみの判定から、納税者を含めた判定を行うこととしており、この制度の趣旨は近年の夫婦共働きに対して、多くは配偶者である妻の就業調整を意識しなくても済む仕組を構築するとされている。

我が国における現行所得税法においては、所得税の課税単位は個人単位主義が採用されている。しかし一方では第4節にあるように最高裁平成16年11月2日小法廷判決での、弁護士夫婦の所得を一体として捉えることが妥当だと判断されていることもあり、部分的に家族単位主義が採用されている側面も存在する。夫婦共に給与所得者である場合には平成29年税制改正による配偶者特別控除額の拡充規定は大半の給与所得者についてその恩恵を受けることとなるであろう。一方で、夫婦共に個人事業主、または一方が他方の個人事業に専

従者として存在する場合には本改正による恩恵は少ないものと考えられる。

本稿では、平成29年税制改正による配偶者特別控除の内容とその制度趣旨を紹介し、本改正の本質的な効果について検討する。

第1節 我が国の課税単位の推移

我が国における所得税は、戦前は「家族単位主義」かつ「合算非分割方式」が採用されていた。家族単位主義とは世帯構成員を一つの課税単位とし、家族の所得の合算額をもって所得税額を算定する方式をいう。合算非分割方式とは世帯構成員の所得の合算額を課税標準とし、その課税標準を分割することなく税率表を適用させる方式であり、世帯構成人数による分割（均等または不均等）をする合算分割方式の対照とされる方式である。家族単位課税を個人単位課税と比較すると、累進税率の下で、家族単位の合算非分割方式は、例えばそれぞれ所得がある男女が婚姻したとき、婚姻前より婚姻後における所得税負担が増えることとなるため、婚姻に対する阻害効果があると考えられる。他方、合算分割方式によれば、婚姻前より婚姻後における所得税負担が減ることとなるため、婚姻に対する助長効果があると考えられる。

この家族単位主義については、戦後になされたシャープ勧告によって、その考え方は廃止され、昭和25年以降個人単位主義が採用され現在に至っている。

個人単位課税とは、文字通り個人を単位として所得税を計算することをいい、家族の構成員は別々に課税されることとなる。累進税率のもとでは、共働き夫婦と片稼ぎ夫婦では片稼ぎ夫婦の方が負担する所得税は増えることとなる。

第2節 配偶者控除及び配偶者特別控除の立法趣旨

配偶者控除は基本的人的控除項目であり、基礎控除・扶養控除と並び憲法25条にいう生存権を保障するための最低生活費控除である。一方、配偶者特別控除の立法趣旨は納税者本人の所得の稼得に対する配偶者の貢献に配慮し、税負担の調整を図る観点や、いわゆるパート問題、すなわちパートで働く主婦の所得が一定額を超える場合に、配

偶者控除が適用されなくなることから、かえって世帯全体の税引後手取額が減少してしまうという手取りの逆転現象への対応の観点から創設された規定である。

すなわち配偶者特別控除は、配偶者の所得金額が配偶者控除の適用範囲を超えた際に所得に応じた担税力を公平に保つために創設された規定である。

第3節 平成29年改正の内容

① 配偶者控除の改正内容

控除対象配偶者又は老人控除対象配偶者を有する居住者である納税者については、その納税者の合計所得金額に応じて配偶者控除額が段階的に減少する形となった。

なお、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える場合には同規定の適用はない。

以下、表1に改正後配偶者控除額を、表2に改正前配偶者控除額を示す。

表1 改正後配偶者控除額

納税者の 合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
900万円以下	38万円	48万円
900万円超 950万円以下	26万円	32万円
950万円超 1,000万円以下	13万円	16万円

表2 改正前配偶者控除額

納税者の 合計所得金額	控 除 額	
	控除対象配偶者	老人控除対象配偶者
区分なし	38万円	48万円

② 配偶者特別控除の改正内容

配偶者特別控除の対象者である配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（改正前は同38万円超76万円未満）の場合に適用があり、その控除額は納税者の合計所得金額が高くなるにつれて段階的に減少する形となった。なお、納税者の合計所得金額が1,000万円を超える居住者の場合には同規定の適用はない。

以下、表3に改正後配偶者特別控除額を、表4に改正前配偶者特別控除額を示す。

表3 改正後配偶者特別控除額

① 納税者が合計所得金額900万円以下の居住者である場合

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	38万円
85万円超 90万円以下	36万円
90万円超 95万円以下	31万円
95万円超 100万円以下	26万円
100万円超 105万円以下	21万円
105万円超 110万円以下	16万円
110万円超 115万円以下	11万円
115万円超 120万円以下	6万円
120万円超 123万円以下	3万円

② 納税者が合計所得金額900万円超950万円以下の居住者である場合

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	26万円
85万円超 90万円以下	24万円
90万円超 95万円以下	21万円
95万円超 100万円以下	18万円
100万円超 105万円以下	14万円
105万円超 110万円以下	11万円
110万円超 115万円以下	8万円
115万円超 120万円以下	4万円
120万円超 123万円以下	2万円

③ 納税者が合計所得金額950万円超1,000万円以下の居住者である場合

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 85万円以下	13万円
85万円超 90万円以下	12万円
90万円超 95万円以下	11万円
95万円超 100万円以下	9万円
100万円超 105万円以下	7万円
105万円超 110万円以下	6万円
110万円超 115万円以下	4万円
115万円超 120万円以下	2万円
120万円超 123万円以下	1万円

表4 改正前配偶者特別控除額

配偶者の合計所得金額	控除額
38万円超 40万円未満	38万円
40万円以上 45万円未満	36万円
45万円以上 50万円未満	31万円
50万円以上 55万円未満	26万円
55万円以上 60万円未満	21万円
60万円以上 65万円未満	16万円
65万円以上 70万円未満	11万円
70万円以上 75万円未満	6万円
75万円以上 76万円未満	3万円
76万円以上	0円

第4節 判例研究にみる課税単位の把握

最高裁平成16年11月2日小法廷判決では、互いに独立して弁護士業を営む生計一夫婦に対し所得税法56条（事業から対価を受ける親族がある場合の必要経費の特例）が適用されるという判断がなされた。この判例は一方の弁護士（以下「弁護士A」という）が他方の生計一夫婦である弁護士に自身の弁護士業務に従事してもらったことに対する労働の対価として報酬を支払ったところ、その報酬には所得税法56条の規定が適用されるため、当該報酬は弁護士Aの事業所得の計算上必要経費に算入されないこととなることが判断されたものである。

すなわち、本事件における弁護士夫婦のように互いに独立した事業を行っている場合には、我が国の所得税の課税単位として採用されている個人単位主義が採用されないことが読み取れるのである。ここに部分的な家族単位主義が存在しており、個人単位主義の例外として取り扱われている。

なお、本判決の当事者は生計一夫婦、かつ共に独立した個人事業主である。昨今の女性の社会進出の現状に照らすと、互いに独立した事業を行う夫婦は今後増加していくのではなからうか。完全な個人事業主とまでは言わなくても、ITが発達した今日ではインターネットを利用した副業を夫婦それぞれが行うことも増加していくのではなからうか。この仮定に基づけば、本判例のような事例は今後も生じ、本判例の解釈は非常に重要なものであると考えられる。

筆者としては、このような事案が増加すれば、「個人単位主義を原則とするなかでの例外的な家族単位主義」に違和感を覚える。すなわち、「家族単位主義を原則とする」とした方が、租税公平主義に沿うのではないかと考える。

第5節 完全な個人単位主義の採用による弊害の検討

第4節にあるように、現行の課税単位は個人単位主義とされつつも、一部の場合においては未だに家族単位主義が採用されている。

所得税法56条は、この条文のみでは家族単位主義を指す規定のように思われ、この条文が通常採用されているのであれば、それは我が国の課税単位が個人単位主義ではなく家族単位主義なのではないかと考えることができる。

しかし、実際は個人単位主義が採用されており、所得税法56条の立法趣旨はあくまで、原則は個人単位主義を採用することによって、個人の担税力に応じた所得税を課すことが、応能負担原則の見地からも妥当といえるわけだが、一方で、完全な個人単位主義を採用することは、例えば夫婦の一方に事業所得がある場合に、実質的には何ら従事していないにも関わらず、夫婦の他方を労働者とすることによって所得分散を行い、租税回避行為が行われるケースに対応出来なくなることに對する例外的考え方になるであろう。

第6節 家族単位主義と個人課税主義における配偶者特別控除及び配偶者控除の存在意義について

家族単位主義すなわち世帯構成員を一つの課税単位とする考え方からすると、配偶者控除または配偶者特別控除のもつ効力は失われる。これらの人的控除は個人課税主義を採用しているがために現存する規定である。

ここにおいて、そもそも個人課税主義を廃止し、家族単位主義を採用するのでは問題があるのだろうか。例えば、第4節における弁護士夫婦のようなケースであっても家族単位主義を採用させれば当該裁判は行われなかったばかりか、第5節に述べた個人事業主における所得分散問題は生じなくなるのである。

その他、平成29年改正で配偶者特別控除額の枠を広げたことは、前述のとおり共働き夫婦の働き方の変化に対処するためであると考えられるが家族単位主義を採用させればそういった対処さえ不要である。

さらに、配偶者特別控除の枠を広げたことにより、夫婦のうち所得が低い方の給与支給額が150万円であっても配偶者控除及び配偶者特別控除の恩恵が受けられるとのことであるが、依然として他の私法に基づく所謂「所得の壁」なるものは存在し、例えば「100万円の壁：住民税の課税分岐点」「103万円の壁：配偶者控除の適用分岐点」「130万円の壁：社会保険料の加入分岐点」「150万円の壁：平成29年改正による配偶者特別控除の適用分岐点」などがそれである。

これらの壁は改正後も残るため、たとえ150万円まで配偶者特別控除の適用があるといっても、夫婦間において所得制限が頭から完全に離れることはないはずである。特に、「130万円の壁」については「103万円の壁」や「150万円の壁」よりももっと厚い壁であると考え。配偶者特別控除の持つ「配偶者の所得金額に対応した税負担の調整」機能が、「103万円の壁」と「150万円の壁」の間に「130万円の壁」があるために機能しなくなるのではないかと考える。つまり、今後の納税者意識は「130万円の壁」にどう対処するかに向き、本改正が行われたとしても抜本的な夫婦の働き方の変革にはつながらないのではないかと推察される。

さらに実務的な面で見ると、平成28年以前の配偶者特別控除の適用は誤申告を招く確率が高かった印象がある。なぜなら、配偶者特別控除の適用にあたっては①配偶者の就職状況の確認②その年11月までの配偶者の給与支給額の実額把握③その年12月の配偶者の給与支給額の見込額把握または年度末賞与の見込額把握といった点を押さえておく必要があり、このうち②または③については夫婦の一方が配偶者のそれを十分に把握していることが少ないためである。さらに配偶者が転職などを行っている場合はそれぞれ十分な把握が出来ることは稀で、年末調整後に配偶者特別控除額の訂正を行うことは、極端に珍しいことではない。平成29年改正による配偶者特別控除においても依然としてこれらの実務上の煩雑さは否めず、税制

の基本原則が内包する簡素の原則が十分であると言いきることが出来ないのではないのだろうか。

第7節 おわりに

本稿では、家族単位主義と個人単位主義について、過去の判例や平成29年税制改正のうち配偶者特別控除などの点から個人単位主義が現代の「働き方」に適合しなくなっているのではないかと推察した。しかし、各主義の利点・欠点があるため必ずしも家族単位主義を採用する必要があるとまでは言い切れない。

思うに重要なことは、税制が「公平さ」を国民に与える手段（主義）は時代によって変化するであろうし、変化した場合にはその都度最適な税制を模索し、税制の基本原則である「公平」「中立」「簡素」を可能な限り達成することであると考え。

【参考文献】

国税庁ホームページ『平成29年分 所得税の改正のあらまし』

清水誠『租税判例百選第6版 別冊JuristNo228』

